

地域資源活用支援事務局の概要

中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）は、「中小企業地域資源活用プログラム」の一環として、地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業に対し、事業の構想段階の相談から商品開発、販路開拓等のアドバイス、ノウハウ提供などにより事業化まで一貫したハンズオン支援を行い、事業を成功まで導くことを通じて、地域経済の活性化を支援します。

「中小企業地域資源活用プログラム」とは

地域の中小企業の知恵とやる気を活かし、地域の強みとなり得る地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進するため、法律に基づく税制面や補助金等による支援、政府系金融機関等による金融支援、様々なノウハウの提供やアドバイスの実施などによる総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図るための政府による取り組みです。政府はこれにより、5年間で1000件の新事業を創出することを目標としています。

支援対象

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業であって、中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けようとする方

※上記の中小企業には、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合等のほか、水産加工業協同組合、生活衛生同業組合、酒造組合、鉱工業技術研究組合、農業協同組合、農事組合法人、漁業協同組合、森林組合及び各組合連合会等を含みます。

「中小企業地域資源活用促進法」とは

中小企業地域資源活用促進法は、地域資源を活用して新商品の開発等に取り組む中小企業に対し、税制・金融面をはじめとする総合的な支援措置を行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成19年6月29日に施行された法律です。

「地域資源」とは

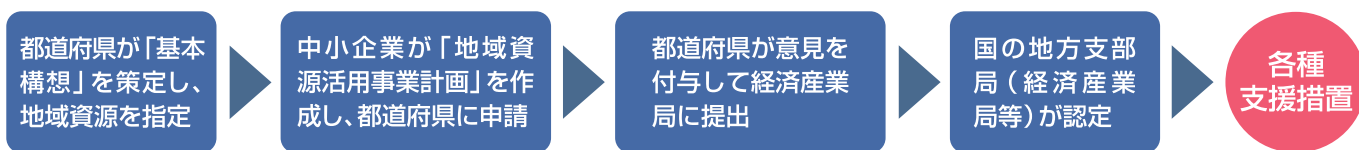
- 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- 地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

※具体的な地域資源については、各都道府県が策定する「基本構想」によって指定されます。

「地域資源活用事業」とは

地域資源活用事業とは、地域資源を活用して行われる新商品の開発、生産又は需要の開拓及び新サービスの開発、提供又は需要の開拓に関する事業活動のことをいいます。

法認定の流れ



国が認定

地域資源活用事業計画の主な要件

- 都道府県の指定する地域資源を活用した取り組みであること
- 新規性があり、域外市場への需要開拓の見通しがあること